平成30年5月7日

Family Tax Express

が 税理士法人ファミリィ

http://taxfamily.or.jp No.000

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の改正(創設)の概要と実務上の留意点(その6)

非上場株式等についての納税猶予制度は、平成21年度税制改正によって創設されたことから、既に納税猶予の適用を受けている場合の納税猶予対象株式については、以下のように取扱われます。

● 既に納税猶予の適用を受けている場合の納税猶予対象株式

平成29年以前の贈与又は相続		平成30年以降相続開始または贈与(特例認定承継会社の場合)		平成40年以降相続開始(注)
贈与税の納税猶予(甲) 議決権の2/3までの部分	→	贈与税の納税猶予(甲)→相続税の納税猶予へ切り替え(甲)→ 贈		相続税の納税猶予(甲)→相続税の納税
		与税の納税猶予株式以外の株式について、納税猶予の適用は受けられ	\rightarrow	猶予(乙)→ 議決権の2/3までの部分
		ない(特例措置適用不可)		に限る
相続税の納税猶予(甲) 議決権の2/3までの部分	↑	相続税の納税猶予(5 年経過など)(甲) → 贈与税の納税猶予を 選択(乙)→ 贈与を受けたすべての株式	1	贈与税の納税猶予(乙)→相続税の納税
				猶予(乙)→ 納税猶予を受けているす
				べての株式
_		贈与税の納税猶予の選択(甲) → 贈与を受けたすべての株式	1	贈与税の納税猶予(甲)→相続税の納税
				猶予(甲)→ 納税猶予を受けているす
				べての株式
_		相続税の納税猶予の選択(甲) → 相続したすべての株式	\	相続税の納税猶予(甲)→相続税の納税
				猶予(乙)→ 議決権の2/3までの部分
				に限る
_		相続税の納税猶予(5 年経過など)(甲) → 贈与税の納税猶予を 選択(乙) → 贈与を受けたすべての株式	→	贈与税の納税猶予(乙)→相続税の納税
				猶予(乙)→ 納税猶予を受けているす
				べての株式

(注) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(措法70の7の8)は、特例贈与者から相続又は遺贈により取得をしたものとみなされた特例対象受贈非上場株式等については、そのすべての株式等に係る納税猶予の特例の適用を受けることができるとしています。(適用期限については定めがありません。)

また、新制度では、承継パターンの拡大によって、複数の株主から最大3人の後継者への贈与についても納税猶予の適用を受けることができるとしています。その場合、先代経営者から特例非上場株式等の贈与等を受け特別措置の適用を選択し、特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間(5年間)内に贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り納税猶予の対象とされることに留意しておかなければなりません。

特例承継期間は、以下のように定義されています。

都道府県知事認定の有効期間で、下記のいずれか早い日までとされています。

- ① 贈与税及び相続税の申告期限の翌日以後5年を経過する日
- ② 本特例の適用を受ける後継者若しくは本特例の適用を受ける先代経営者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間

◆ 先代経営者以外の者から贈与を受けて納税猶予の特例を受ける場合の期限

	贈与又は相続開始日	申告期限	特例承継期間(期限)	先代経営者以外の者 からの贈与期限	贈与税の申告期限
先代経営者から贈与(注)	平成30年8月10日	平成31年3月15日	~平成36年3月15日	平成35年12月31日	平成36年3月15日
先代経営者から相続	平成30年4月15日	平成31年2月15日	~平成36年2月15日	平成34年12月31日	平成35年3月15日

(注) 先代経営者から平成30年8月10日に非上場株式の一定数以上の贈与を受け、贈与税の納税猶予の適用を受けた場合に、次いで、母から平成35年12月31日までに同株式の贈与を受けたときも、贈与税の納税猶予の適用を受けることができます。

(文責:山本和義)